

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年12月22日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久保 史睦 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	稲留 誠也 君	委員	町田 和己 君
委員	今村 純子 君	委員	塩月 大志郎 君
委員	徳田 修和 君	委員	野村 和人 君
委員	前島 広紀 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	渡邊 理慧 君	委員外議員	渡邊 圭章 君
委員外議員	久木田 大和 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	石神 幸裕 君	総務課長	宮田 久志 君
総務課主幹	小島 崇 君		
企画部長	藤崎 勝清 君	保健福祉部長	野崎 勇一 君
企画政策課長	野村 博昭 君	保健福祉政策課長	種子島 進矢 君
企画政策課主幹	白鳥 竜也 君		
消防局長	川崎 敏朗 君	予防課長	蔵元 博基 君
予防課課長補佐	有馬 祐二 君	予防課主査予防係主査	日高 潤 君
市民環境部長	末松 正純 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	四本 久 君	市民活動推進課道義高揚推進室長	金丸 哲朗 君
環境衛生課衛生施設グループ長	塩満 慶太 君	環境衛生課衛生施設GSL	濱田 賢 君
スポーツ・文化振興課長	崎元 隆一 君	商工観光施設課長	徳田 章 君
スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君	商工観光施設課主幹	松崎 義美 君
商工観光施設課施設管理GSL	有馬 一樹 君		
建築技監	侍園 賢二 君	建築住宅課長	末永 明弘 君
建築住宅課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課建築第2グループ主査	有馬 哲平 君
スポーツ・文化振興課施設管理グループ主任主事	桑幡 雅啓 君		

6 本委員会に出席した陳情説明者は次のとおりである。

中川 一江 君

鹿児島を明るくする会 代表 鴨野 元一 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 徳丸 慎一 君

8 本委員会の付託案件及び所管事務調査は次のとおりである。

議案85号 霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について

議案89号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

議案90号 霧島市火災予防条例の一部改正について

議案98号 指定管理者の指定について

議案第111号 請負契約の締結について

議案第112号 請負契約の締結について

議案第113号 請負契約の締結について

議案第114号 請負契約の締結について

議案第115号 議決事項の一部変更について（工事請負）

陳情第10号 庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（久保史睦君）

それではただいまから総務環境常任委員会を開会いたします。本日は、去る12月16日の本会議で当委員会に付託をされました議案9件、陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配信しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず、議案第111号から議案第114号に係る現地調査を行いますので、市民会館への移動をお願いします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前09時02分」

「再 開 午前10時00分」

△ 陳情第10号 庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第10号「庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情」について審査に入ります。本日は陳情者の中川一江様、野元元一様〔3ページに訂正発言あり〕が出席されております。それでは、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者から、陳情内容、趣旨経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えを頂きます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また説明者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（中川一江君）

私は霧島市に約40年。

○委員長（久保史睦君）

ちょっと1回休憩します。

「休 憩 午前10時02分」

「再 開 午後10時02分」

それでは再開をいたします。

○陳情者（中川一江君）

私は霧島市に約40年住んでおります中川一江と申します。本日は、総務環境常任委員会、この場で、私の陳情を審議してくださることに心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。また、2023年の12月の議会で意見陳述をして、私の出した陳情が採択されました。重ねて感謝申し上げます。実態調査が行われまして、議員から政党機関誌購読の勧誘を受けた人の55%、37名の方が、心理的圧力を感じておられましたし、多くの悲鳴にも似た声を聴き本当に驚きました。しかし

この調査は、全国の陳情に影響を与え、それ以降全国で陳情が採択され、アンケート実施を含め101件になりました。霧島市議会が大きな成果を上げて、とてもうれしく思いました。あれから2年が経過して再調査も必要と思いましたが、全国でいろいろな対応がありましたので、この際、霧島市でも、しっかりとルールを決めてほしいと思い今回の陳情を出すことにしました。参考になる資料には三つお付けしました。一つ目は、群馬県渋川市で議員からの職員への勧誘行為を禁止しました。二つ目は、壬生町24名の管理職のうち、22名が購読していましたが、政治的な中立を疑われることがないように、一旦契約をやめて本人が自発的に申し込むようにしました。三つ目のあま市も同じような対応をしました。これは、昭和の時代から始まった悪しき慣習で、本来、庁舎内で政党機関誌が押し売りされていること自体が問題だったと思います。昭和から平成を超え、今は令和の時代、そろそろ継続性、組織性、悪質性のある政党機関誌の押し売りを鹿児島県では霧島市から禁止してほしいと思います。アンケートに答えてくださった勇気ある職員の声を良識ある議員の皆様が取り上げてくださることを信じております。それを踏まえて、今回の陳情項目は以下の3点です。1、ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関誌の勧誘行為を禁止する旨を改めて、明確に確認し、徹底してください。2、心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員には、改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してください。3、職員が自発的に購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑問、疑念を生じさせないため、配達集金を伴わない電子版購読または自宅への配達とする方法へ切り替えられるように努めてください。政党機関誌の購読を勧めている議員の方は、購読するのは本人の自由と言われますし、行政側では弁当の配達と同じで本人が注文しているとの見解が多いので、それなら霧島市でも全ての契約を一旦白紙にして、本人が自発的に申し込むことにしたら心理的圧力を感じる人はなくなると思います。前回は申し上げましたが、一介の主婦にすぎず、しかも年老いた私の願いは、子どもや孫、そして未来ある若者たちの幸せだけです。少しでも良い世の中を残してやりたいと、そんな思いが日に日に強くなる中で、こちらの鴨野さんを通して、この陳情のことを知りました。身近なことですが、私にもできること、微力だけでも、無力ではないはずと、今回もこのようにまた陳情させていただきました。市民のために汗を流して働いてくださっている職員の方々が、実は議員からハラスメントを受けていたということが、間違っても起こらないように、どうか職員、市民目線での誠実な御審議をよろしく願いいたします。御清聴いただきありがとうございます。

○委員長（久保史睦君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。ここでおわびして訂正を申し上げたいと思います。陳情者の方のお名前を私ちょっと間違っておりました。大変失礼をいたしました。陳情者の中川一江様、鴨野元一様で、私のほうで間違っておりましたので、おわびして訂正を申し上げます。大変申し訳ございません。それでは、ただいま陳情者の説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

中川様御説明ありがとうございます。先ほど中川様の御説明にもございました、本市議会では同様の陳情のほうを審査させていただいて、そのときは採択をさせていただいているわけですが、率直に今感謝のお言葉を頂きましたけども、採択後、何か、また問題があるとか、そういったことをこの本市内の状況を見て何か改善が見られなかったとか、そういった前回の陳情の後ですね、何か変化が御自身で感じられた部分があるのかどうか、お気持ちを聴かせていただいてよろしいですか。

○陳情者（中川一江君）

アンケートまでしていただいて、そしてその内容もすごく細かいところまで聴いてくださって、職員の方たちの声もすごくよく伝わってまいりました。ですので、今回陳情しているように、もう一段階ですね、本当にそういったことが、もうこれからはないようにするためには、この陳情をした

ほうがいいのではないかと。そこでとまっていたので、アンケートの結果は採択されてアンケートの結果までは伺ったんですけども、だからきちっとルールを決めたほうがいいのではないかと考えたものですから、これからいろんな政党も出てくるかもしれませんし、そういったことで陳情させていただきました。

○委員（徳田修和君）

市のほうでもアンケートもして実態調査に臨んだわけです。前回の陳情の際はそういう、調査等がメインだったのかな、現状の把握に徹底をしてほしいというような陳情だったと思われます。ただ今回の場合だと、2点目にも出されております、現在の契約を一旦全て中止し、自発的に基づいて申し込む手続をまた読まれる方は検討してくださいというような旨が記載されてるわけですけども、実際購読自体は自由意思が原則であると。それに基づいて今政党機関誌等は購読されているものだと思うわけですけども、ここ一旦中止をするという強制的な中止を求めることに関しては、どのような見解、その自由意思に反するのではないかとというような思いもあるんですけども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○陳情者（中川一江君）

あくまでも庁舎内にて行われていることを中止していただきたいということです。中立性ということから、やはりいろんな中立性に対する疑念を感じ兼ねますので、そういったことでございます。

○陳情者（鴨野元一君）

私のほうからも、少し御説明いたします。ちょうど今から2年前の今日ですね、本会議で採択がなされまして、調査の依頼がもちろん中心だったんですけども、付随的にもそのハラスメントを受けながら、苦しんでる職員がいれば、それに寄り添って対応をお願いしたいという陳情が何項目の中に入っていたかと存じます。2年前の陳情書ですね。それで、調査結果がきちっと、本当にすばらしい調査結果がなされて、56%の勧誘を受けた人がハラスメントを受けて購読したと。この56%というのは、パーセンテージに見れば非常に高い数字であります。通常2割、3割いけば、これ相当大きな影響を受けてるということで対応していくようになるかと思えます。ですから、半数の人がこのハラスメントを感じてると、これをこのままやはり野放しにするということは、職場の環境上よくないのではないかとということで、私どもは行政のほうで、総務課のほうで何か対応して下さる、例えば、そういう困ってる方々に対して、相談の窓口を開くとか、あるいは、そういうもう一度ですね、どのように対応したらいいかを相談に乗ってあげるとか、こちらとしては行政のほうで何か対応して下さるかなというのちょっと見てたんですけども、それが2年間ありませんでしたので、そして全国ではっきりともう態度を決めようという、そういう動きも起きてきましたので、1政党機関誌以外は、ほかの機関誌は一切そういう勧誘行為をこちらではやってないと把握しておりますので、前例に倣って、同じように、一旦は白紙に戻すということが、半数以上のハラスメントを受けてる人に対する対応ではないかなということでの陳情として上げさせていただいたわけです。

○委員（徳田修和君）

何も動きがなかったと今おっしゃられましたけども、議員の採択は重いものですから、それが何も動きがなかったとかそれが一番大きな動きなのかなというふうに自分の中では認識をしているところでございます。もう1点お聴きをしたいところが、今回の政党機関誌、前回も同様の質問あったんですけども、特定の機関誌というわけではなくてあらゆるものを想定しているというような認識でよろしいんでしょうか。具体的にどうっていう、具体的な機関誌名とかがあったりするもんなんですか。

○陳情者（中川一江君）

あくまでも政党機関誌で、先ほど鴨野さんからありましたように、今のところ、1政党の機関誌だけがそうなってるのではないかとこのを把握しているところですけども、そういうことでございます。

○副委員長（木野田誠君）

もう1回伺いますけれども、前回の陳情とですね、今回の陳情の違いはですね、確認ですけども、どこが違いますか。2年前としまして今全然進展が見られないというようなとらえ方をしたんですけども、そうじゃなくて今、いろんな部課を行かれますと、市民の皆様と職員との間はやはり執務室ですから、中には入らないようにしてください、個人情報がたくさんありますからという形で、近年特にそういうふうに、執務室と市民の方々の区別ちゅうかというか、入れないようにですね、そういうところはできると私は思ってるんですけども、先ほど言いましたように、まず前回の陳情と今回の陳情はどこが違うのか、どういう不備があったからまた同じような全く同じような陳情ですよ、されたのかそこをちょっと明確に示してください。

○陳情者（鴨野元一君）

先ほども言いましたが、何かこう問題が起きたときに、それを臆測とか、あるいは一部の意見で押し通すのではなくて、まず客観的な事実、その把握というものがまず大事かと思えます。その上で法令にのっとって、どこまでそのリスクというものが重いのか、あるいは逆に軽いのか。思ったほどそういう配慮しなくてもいいのか、そこら辺の判断を最終的に決定されるのが、この行政、議員の皆さんかと思えます。それで、前回の陳情は、まず、ハラスメントを受けているという声が聴こえたので、それを議会あるいは市役所ではどういう状態にあるのか、その実態調査をしていただきたい。これが1番の前回の陳情の目的でありました。その上で、多分2項目か、3項目の中にもしハラスメントを感じている人がいたとすれば、行政としてその方に寄り添って適切な対応をお願いしたいと、この文言があったかと思えます。それで、私も総務課のほうに行って、その実態調査をしていただいたことに感謝して、そしてその後、何か次の対応とかをとらえてますかというのを確認いたしました。そのときに、いや、もう調査で終わってますと、こういう答えだったので、非常にがっかりしたんですけども。ですから、実態調査の上で、この全国の資料にもあるように、非常に高い確率でハラスメントを受けている。これをこのままやはり野放しといいましようか、放置していいのかという、何かやはり対応していかなければならないのではないかとこのことを考えておりました。そういう中で、全国で初めて群馬県ですか、そこで、やはり、この中立性という観点、行政の中立性という観点で、やはりその政党の機関誌が庁舎内で勧誘され、そしてその集金され、そして、執務室に入ってはいけないところまで入ってって、そのやりとりがなされてるという調査結果が、霧島市においても調査の中に出てきたと把握しております。ですから、それに対する対応をぜひしていただきたいということで、今回は全面禁止をした、そしてそれですっきりとですね、行政の職場が整った、それを1例に挙げまして、その対応を霧島市においてもしていただきたいということで、今回はその陳情として、共同に提出したわけであります。

○副委員長（木野田誠君）

1回目の陳情は私個人的にも同調する部分は結構あると思えます。もし、そういう無理やりなハラスメントで勧誘してるのであればそれはよくないことだと思いますけども、今回の陳情を見ますと特に2項目めですね、一旦中止してとかいうような文言もここに挙げられてますけども、これはですねちょっといろんな政党があるわけですから、それを信じる自由をですね、そこを強制的に剥奪するような意味合いにとられてしゃあないんですけども、その辺はどういうふう感じてらっしゃいますか。

○陳情者（鴨野元一君）

この陳情は決して政党機関誌の勧誘、あるいはそういう、販売を禁止すると保障されている、表現の自由、政治活動の自由を規制するものでは一切ありません。問題は、勧誘を受けている方々が半数以上が、やはり、本音ではやめたいんだけどやめられない。資料にちょっと配られてるかと思えますけれども、2年前の結果をまとめたものがありますけれども、本音としてはやめたい。しかしなかなかそれを言い出せない。あるいはそれを言おうとしたんだけどスルーされてしまったと。あるいは購読をやめたいんだけど苦慮していると、どうやって言い出そうか。そこに言葉を通さ

ない心理的圧力、あるいはそういう行動規制、これがハラスメントという非常に難しい問題なんですけども、しかし、半数以上の方々が受けてるというこれをどう対応するかということ、どう対処するかということをお願いしたくての陳情であります。決して政党機関誌の勧誘とか、それを規制するということではありません。ですから、一旦白紙に戻しますけど、私の自分の意思で主体的に何の強制もなく読みたい、それをぜひ購読して勉強したいという方は、デジタル版を通しての次の申込みでお願いいたしますということで、そうすれば、非常にどっちにおいてもですね、すっきりとした形で購読あるいは購読をやめることができるのではないかなと思いました。

○副委員長（木野田誠君）

どうしても腑に落ちないんですけども、購読している人は自主的に自分が好きだからその機関誌は好きだから読む人と、今までおっしゃってるようなパワハラで圧力を受けて読んでる人というわけですけども、そういう人たちをどうやって区別しようというふうにおっしゃるんですか。

○陳情者（鴨野元一君）

区別というかやはり本人の主体的な意思を確認して、それを保障する立場でやっていただきたい。特に勧誘される時期というのが決まっております、3月の人事異動期であります。特に課長、係長という管理職に就任されたときに、聴いた話ですけども、課長おめでとうございますと、これからますます頑張って勉強していただきたいです。それで、この機関誌を読みながらどうでしょうかということ、そういう声が非常に多いんですね。調査しますとやはりそういう御意見がですね。ですから、そこに何かこう本人の、そういう主体的な意思ではなく、購読ではなく、そういうときに、非常に購読が多いということは、そういう時期と重なっているということは、何かそういう機会を通して、勧誘してる傾向があるのではないかなということ、そういうこともちょっと危惧してるわけでありまして、御本人の意志がやはり100%そのまま反映される。購読するのもやめるのも、そういう自由な環境というものを、ぜひ、それをどうするかは、また先生方のほうの御議論で進めていただいても本当にいいと思っておりますけども、何とかしていただきたいという一つの提案であります。

○委員（塩月大志郎君）

少し確認をさせてください。2年前にこの陳情出されて、こういう採択結果なつたとありますが、確認なんですけれども、先ほど3月、4月の異動の時期が勧誘が多いとおっしゃいましたけれども、今年の3月、4月というのは勧誘があったか把握はされておりますか。

○陳情者（鴨野元一君）

2年前に調査した結果としてお願いいたしましたので、今年のほうは調査はしておりません。

○委員（今村純子君）

やめたい、圧力を感じてる人が55%いらっしゃるということは、また半数近く圧力を受けていると感じてない人たちがいらっしゃるということでもあると思うんですね。個人的なところで、自主的にとかやめたい人がやめられる環境をつくりたいということだと思えるんですけども、例えば、それぞれ担当の課がありますよね。そこで、購読したい人、誰誰とかと個人的なことではなくて、例えば、担当の課で何人、何人、何人購読したいということで、お配りするという形であれば、誰がということにはなりませんので、欲しくない人は取らなくてもいいし、欲しい人はそこに申出て、人数に入れてもらえれば購読できるという形になると思いますので、そういうことであればどうだろうと私自身思いましたけれども、いかがでしょうか。

○陳情者（鴨野元一君）

その案も非常にすばらしい案だと思います。要するに対面で言葉をかけられながら、断り切れなとかですね、そういう状況がハラスメントが生じる原因ですので、そういう対面を気にしなく、自分の意志が100%自由に表現できるような形態であれば、これはハラスメントがなくなりますので、私たちの陳情が叶えられたことも同じですので、賛同いたします。

○委員（野村和人君）

御説明等ありがとうございます。先ほど、前回のほうでも議事録でもあるんですが、霧島市において、実質上、事例があったのかどうかというのをちょっと気にしてるわけなんですけど、先ほどは3月とか4月とか、そういった事例のお話も入れましたけども、直接的に職員の方から、そういった事例をお聴きされたことがあったのかどうか確認をさせていただきます。

○陳情者（鴨野元一君）

数年前までは国分に20年住んでおりまして、本当に霧島市民と思って参加しております。今湧水町なんですけど、なかなか直接確認をするとか、職員の方にするという事は、実際やっておりますんでして、全国の動きとか、そういう心配する社会的な事例に対して関心を持ってまして、全国の友人、知人からそういう話を聴きながら、霧島はどうなんだということで、非常に心配する思いで陳情書を中川さんと一緒に提出しているわけでありまして。ですから、具体的なそういう直接的な意見の聴取はありませんけれども、ですから、2年前に実態調査をぜひしていただきたいということで、調査のアンケートのお願いをしたわけです。そこに、本当に総務課を中心として本当に素晴らしい本当に詳しいアンケート調査をしていただきました。その結果がやはり全国と同じように半数以上の人が購読をされた半数の人がやはりこの心理的圧力を感じた、やめたいけれどもなかなかやめられないという悩みを抱えているということがはっきりと出てまいりました。これほかの市議会、市役所においても多分そうかと推測されます。それで、陳情のところには第2項目ですね。現在も購読をしている職員への救済措置として現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員に改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してくださいとあります。ですから、どういう方法かというのは、私も市の行政よく分からないところもありますので、市役所のほうで、例えば、そういう年に1度、そういう職員に対する告示版のところに機関誌の申込みということで、平等に申し込む方はここにQRコードでアクセスして電子版で申し込んでください。こうすれば、そういう意思がない人は申し込まれませんし、積極的にそれを取って勉強したいという人は、申し込めます。そして自宅に配布されて、そして自宅で一生懸命勉強していかれたら、庁舎内の公平性、中立性、政治的な中立性というのは非常に担保できるのではないかと思います。今問題なのは庁舎内でそういう、政治的な中立性がはっきりと願われてる庁舎内で、政党機関誌がハラスメントを伴った形で行われているということを調査の結果が出てるのに、じゃあどうするのかという次の対応ができてないので、私たちは全国の、ちょっと過激な言いましようか、強い内容になるかもしれませんけれども、そういう例をまた示しながら、こういう救済措置をとってはいかがでしょうかという、そういう提案をさせていただいたわけでありまして。

○委員（野村和人君）

今回の陳情書自体は、特定の政党機関誌ではないというようなお話もありながらも、1誌ちょっと違うぞというようなお話もございました。先ほど確認されたときには、1誌の話は出なかったわけですが。具体的には出なかったわけなんですけども、御提案としてウェブ購読等を御提案されております。ほかの政党機関誌においても、ウェブ購読ができる状況に全てあるのかどうか確認させていただきたいんですが、御存じでしたらお願いします。

○陳情者（鴨野元一君）

確認はしておりませんが、今この新聞においても、もうデジタル版が普及されてる時代ですので、全ての政党の機関誌はデジタル化されてるものと考えております。特定の1誌というのは別にそれを取り上げるというわけではないんですが、ほかのその実態調査結果によりますと、ほかの機関誌はそういう庁舎内での勧誘はないわけです。というのはやはりそういう政治的な中立性を持って、やはりそこまでするのはいかなんかということの判断で勧誘がなされていないものと思います。ですから、一つだけ残っておりますけれども、それも、ほかの機関誌と同様にそういう措置をとっていただければ非常に平等ですっきりした、そういうハラスメントのない、そういう政党機関誌の購読、勉強というものがなされていくのではないかなと思います。

○委員（野村和人君）

もう1点確認をさせてください。一つ目の陳情項目の中に改めて明確に確認し徹底してくださいという文言がございます。こちらについては、陳情者から出された資料の中にほかの他市においての何か通達なのか要望なのか、書面がありますけれどもこういったものを求めているということであるのか確認させてください。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午後10時43分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○陳情者（中川一江君）

先ほどの御質問ですが、こちらのほうに書いておりますように、庁舎内における議員による政党機関誌の勧誘行為を禁止する旨を改めて明確に確認徹底してください、そのままでございます。

○委員（前島広紀君）

確認をさせていただきたいんですけども、前回の2年前の陳情は客観的なアンケート、実態調査をしてほしいということで、採択になったと感じているところなんですけれども、先ほどから質問がありますように、今回のこの陳情の趣旨というのは、実態調査はしたことには感謝しているということの次に、次の対応をしていないということでこの2年間対応しないということで今回の陳情というふうを受け取ったわけなんですけれども、その流れとしてはそういうことですよ。それでお伺いしたいのは、先ほどもおっしゃいました陳情項目の②のところですね、先ほど、おっしゃいました、現在も購読を継続している職員への救済措置として現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員に改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してほしいと。このところで、先ほど自発的意思というところも質問がありましたけれども、今回私が気になるところは、自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してほしいと。この手続をするのはどこがどこに要求しているのか、市の職員に要求しているのか。このところちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども。

○陳情者（鴨野元一君）

すいません。私も職員の管理状況について、どういうふうに行政が行っているか、正確に把握しておりませんが、要するに、政党機関誌を勧誘し、また学ぶ、勉強するのは問題ありません。全然もうそれはもう大事な職員の一つの勉強であると思います。だから機関誌の勧誘、あるいはその購読あるいはまたやめるということをやめることをハラスメントを感じない形で、職員の方が機関誌を勉強できる、その環境をつくっていただきたいということでありまして、今回は一つの案としてはデジタル版というのがあるので、そのデジタル版からそのお知らせをどういう広報であるかとか、告示版とかですね、そういうところにお知らせを流して、年度初めとか年の初めにですね、そこで、積極的に購読したい人が自分で申込みをして、そして、またやめるときには自分ですぐやめられる。こういうハラスメントを感じない政党機関誌の購読のやり方が職員にとってどういう方がいいのか。ここは私も職場の現状分かりませんが、多分総務課のほうでの対応になるかと思っておりますけど、それを期待しているわけです。ハラスメント、いかに職員の方が感じない中での職場環境をつくるかということをごがもう全ての陳情の目的であることを御理解ください。

○委員（前島広紀君）

まだ今の中話の中では理解できない部分があるわけなんですけれども、ハラスメントを受けてるかどうかということアンケートでの話でありまして、それをまた総務部かな、どこかが市の部署がまた強制的に、強制的ではないのかも分かりませんが、電子版なりに変えてもらいたいとか、それは機関誌の方がそういう方向に持っていけと言っているのか、それとも市の職員にそういう方向

に持って行ってもらいたいというふうに、そういう陳情なのかお伺いしたいと思うんですけど。

○陳情者（鴨野元一君）

これは両方をお願いしたいことであります。いわゆる例として、お弁当屋さんの注文ということが挙げられておりますけれども、お弁当、本当に欲しいという方は自由に注文して、要らないという人は全く注文しなくていいです。それはもう一切のハラスメントのない環境の中でのお弁当の注文ではないかと思えます。ですから、そういう形での政党機関誌の購読、市庁舎内でできないか、それを両方をお願いしたい内容であります。

○副委員長（木野田誠君）

私がさっき言ったようなことを今フォローして言ってもらったんですけども、両方に言ってるという、行政と機関誌のところにいらっしゃるということでもありますけれども、言ってらっしゃる趣旨は理解できるんですよ。できるんですけど、この2項目めはどうしても私は理解できない。これはさっきハラスメントでどうのこうのとしましたけど、逆にこれは行政側に対するハラスメントですよ、私はそう受け止めます。ちょっとあり得ない状況だなというふうに思えます。両方言えるということでありましたけども、機関誌のほうにも該当するということでありましたが、機関誌に該当するのであれば、これは今思ってたっしゃる機関誌に対して直接申入れられたほうが筋道ではないかなというふうに私は思いますが、この2点目についてはなかなか理解に苦しむところで

○陳情者（鴨野元一君）

そうすればハラスメントを感じながらも、やめたいんだけどこのアンケートには、本音はやめたいと、あるいは中止したいんだけどスルーされたと、あるいはやめたいんだけど苦慮してるというですね、こういう声が半数ある方々に対しての救済というのはどういう形がいいのかですね。それはもう今のところ私は、ですから、デジタル版でもう一度再購読という形がいいのではないかなということで提案させていただいているわけです。

○副委員長（木野田誠君）

前回の陳情の後、行政は何もしなかったのではなくて、アンケートをとってですよ、新聞の発行のほうにもですよ、そういう強制的なことはしてはならないというようなことも、庁舎内をそういう文書が流れたかと思うんですけども、その1回目の皆さんの出された陳情の効果は私はあったと思いますよ。ただ、さっき、いろいろ話を聴いてると、去年、これは令和5年に出されて、去年の春先は調査はしてないとおっしゃいましたよね。調査はしないで何で今年の陳情はそういうような理由はですね、そんときのあれが改善されてないようなことをおっしゃいますけども、調査されてないでそこを何がどうやって分かるのか。現にまた、執行部では確認はしてませんが、調査をまたしてるはずなんですよ。ですから改善をされてきてるんです。ただ2項目はどうしても引っかかるということなんですけども、ここは逆に行政にこういうことをやりなさいという。もちろんそのいろんな政党を信じる自由はあるわけですから、それに対して今ちょっと強制的な言葉ではないかなというふうにどうしても捉えられるところがあるんですけども、どうでしょうか。

○陳情者（中川一江君）

なかなか難しいところがあるかと思いますが、政党機関誌側に立っての見方もありますし、本当に純粋に職員の側に立っての感じ方もあるかと思いますが。今、私たちがこの陳情を上げてるのは、やはり職員の側に立っての純粋なハラスメントをなくしていきたいという環境づくりであります。ですから、時代の流れでですね、その対応においては、いろんな対応があると思いますので、それはそれとして、また議会で話し合ったり、また、そういう修正項目もあるかと思いますが、このハラスメントをいかになくしていくかというこの一つの挑戦ではないかと思ってます。昔スポーツのクラブで、少しぐらい体罰、殴ってもそれは気合を入れて魂を入れ直すということで、成果があったかと思いますが、今の時代それをすれば、これは暴力行為、犯罪になります。ですから昔それで通った、しかし、やはり時代というものはどんどん変わってきますので、今、やはり、

職員の方がどういう感じ方をされてるか、職員が目線にやはり何よりも立つということが、今の時代に重要ではないかなと思っております。やはり民主主義は本当に高度に発達した民主主義は、この一人一人が主権者であり、一人一人がやはり何を感じて、どのような社会を望んでくかという、その願いをかなえるのが、やはりこの民主主義の体制だと思います。ですから、機関誌側の願いもあるかと思いますが、ここはぜひ職員の側に立っての救済措置、それをまた考えていただければというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

委員外議員の方から発言の申出がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員外議員（渡邊理慧君）

委員外ですが、質問をさせていただきます。今お話を伺っていたところ、私としては政党機関誌としては、例えばほかの社会新報さん、公明新聞さんなどいろいろありますけれども、同等の取扱いと私は理解をしておりましたが、お話を聴いていると、1政党に限定をされているような形で聴こえてはきた気がします。憲法19条にある思想信条の自由の観点から機関誌等の購読をされるされない、本人の意思だと思ってはいるのですが、職員の方も各政党の考えを調べられているということで、そういう方もいらっしゃると思うんです。陳情項目の3番目ですね、ペーパーレスでデジタル化も進んでおりますので、配達、集金伴わない電子版購読を勧めるとありますけれども、やはり、紙で読みたいという方もいらっしゃるんだと思います。あとは2番目の一旦全て中止しというところで、やめたくないという方もやはり半数ほどいらっしゃると思いますので、ここは憲法19条で行為の強制の禁止というのがありますので、自分の意思良心に反する行為を強制されない自由というのがありますので、これはちょっと一旦全て中止というのは難しいのかなというふうに感じました。先ほども思った1政党に限定をされているという状況に感じたものですから、この調査をされることで職員の方の内心を探るような心理的圧力がかかる可能性があるのではないかと心配をしてるんですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○陳情者（鴨野元一君）

これは政党機関誌のそれを制限するとか、そういうものでは一切ありません。ちょっとすいません。私もその調査結果のポイントだけしか持ってこなくて、どの政党の機関誌からそういう紹介を受けましたかというので、ちょっといろんな資料があったんですけど、その中で1政党機関誌だけですというのがあったのでちょっと発言させていただいたんですが、ですから1政党に限らず、もう全ての機関誌がそういうハラスメントと感ぜない中での購読がいいと思いますので、特に差別するものではありません。この調査に当たっては、決して内心の自由を侵害するものではありませんので、そこに十分配慮したアンケート調査がなされているものと思います。匿名とですね、個人が分からない中での調査結果でありますので、ですから、一旦リセットするというのは、半数以上の人が感じてるハラスメント、あるいはやめたいという人たちの救済措置であって、やりたいという人は一旦リセットして、そのときにそういう人たちは、ちょっと私は一旦やめますということになっても自分は読みたいという人はすぐ購読ができるという、ちょっとした切替えといいたいでしょうか、そういうものでありますので、そういう措置でベターなものがないかということももちろん考えての内容であります。

○委員長（久保史睦君）

それではほかにありませんか。それではないようですので、以上で陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時03分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第10号、庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

陳情第10号、庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員の心理的圧力から保護するための措置を求める陳情について、政党機関誌の勧誘状況及び今後の対応について、総務課長が御説明いたしますよろしく申し上げます。

○総務課長（宮田久志君）

陳情第10号「庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う『心理的圧力』の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員の心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情」について、政党機関紙の勧誘状況及び今後の対応についてご説明いたします。まずは、政党機関紙の勧誘状況についてご説明します。今回の陳情を受け、勧誘状況を把握するためアンケート調査を実施しました。今回のアンケート調査は、前回令和5年第4回定例会時と同様に、管理職である課長級以上の職員86人を対象として実施し、73人から回答がありました。調査期間が短期間であったことから、有効回答率は84.9%となっています。この結果、「政党機関紙の勧誘を受けたことがある」と回答した職員は54人、率にして74.0%であり、前回結果と比較して13人、10.8%減少している状況です。そのうち、44人、81.5%が「勤務中に勧誘を受けた」と回答しており、前回のアンケート結果と比べて15人、6.6%減少している状況です。また、「購読している、又は購読していた」と回答した44人のうち、「執務室内自席へ配達」と回答した職員が8人、「窓口カウンターに配達」と回答した職員が35人で、いずれも前回結果と比較して17.5%の減少となっています。前回の陳情を受けて、政党機関紙の購読契約の廃止や執務室内自席への配達方法や料金收受の方法について「変更を行った」と回答した職員は9人となっています。また、勧誘を受けたとした職員のうち、30人が「圧力を感じていた」との回答をしておりますが、同時に自由記入欄には、「圧力を感じたわけではないが、直接勧誘は断りにくい。」といった記述もあり、圧力の解釈については個人差があるものと考えています。最後に、今後の対応についてご説明します。前回の陳情において、庁舎内での無許可及び執務室内での政党機関紙勧誘行為等の禁止・自粛等の採択を受け、政党機関紙勧誘行為等については、庁舎管理規則や関係法令との整合性、他の刊行物・物品との公平性の確保、表現の自由との関係性などを踏まえ対応を検討してまいりました。今回のアンケート結果も踏まえた上で、政党機関紙勧誘行為等については、保険勧誘など他の取扱いと同様に庁舎等管理規則第9条による管理者の許可を得た上で勤務時間外及び執務室外において行うこととして整理したところです。以上で、陳情第10号に関する説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（野村和人君）

今回アンケートをもう1回とられたということではございますが、前回と比較をされてます、前回がいつで具体的に何月何日、そして今回が何月何日というような表現での御説明いただけないでしょうか。

○総務課主幹（小島 崇君）

前回は令和5年11月27日から12月6日に実施しております。今回は令和7年12月16日から12月18日に課長職以上を対象に合計86名の方を対象としてアンケートをとらせていただきました。

○委員（野村和人君）

そのアンケートの中で、今回陳情も含めて全ての政党機関誌というような表現で陳情されてるわけですが、政党機関誌を区別するようなアンケートのとり方ができたのかできてないのか確認させてください。

○総務課主幹（小島 崇君）

どの政党かというところが分かるようなアンケートの方法はとっておりません。幾つの政党から勧誘を受けたかというふうな形で、1政党、2政党、3政党という形の選択式でアンケートのほうは取らせていただきました。

○委員（野村和人君）

その中で結果として圧力を感じていたというような言葉もあったというふうに記載があるわけですが、この方々に対してその後の意見聴取とか、そういったものが何かあったのかどうか確認させてください。

○総務課長（宮田久志君）

こういったアンケートのほうで圧力を感じていたという数値も出ておりますが、具体的にその後そういった調査というのは行っていない状況です。

○委員（野村和人君）

もう1点、最後の口述のところ勤務時間外及び執務室外において行うこととして整理したところですよという表現で御答弁いただきました。この整理とはこういった形なのか確認させてください。

○総務課長（宮田久志君）

こちらにつきましては、答弁のほうでも述べましたが、同じような類の行動、行為を行っている方々がほかにもおられます。そういった方々と同様の取扱いとして対応したいということを考えております。

○委員（野村和人君）

対応したというの通達文みたいなものが何かあったのかとか、そういった意味合いで、何か皆さんに周知する機会はどういった形だったのかを確認できればなと思っております。

○総務課長（宮田久志君）

今この対応について今後対応していきたいという考えになります。

○委員（徳田修和君）

少し野村委員の質疑のところでの確認なんですけど、保険加入等々ほかの取扱いと同様の取扱いにしたということで具体的に保険勧誘やその他の取扱いというのが庁舎内でどのような取扱いをしているのか、具体的にお示しを頂いてよろしいですか。

○総務課長（宮田久志君）

保険等の勧誘につきましては、総務課に備えております許可を受けるための申出書のほうに記入を頂いております。その上で、勤務時間外ということで、例えば始業前であったりとか、お昼の休憩時間、就業後、そういった状況での活動のほうお願いしているところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

今回の陳情者の陳情内容は把握していらっしゃいますよね。率直にお伺いしますが、陳情者の陳情の中に2項目めに現行の契約を一旦全て中止、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してくださいというようなことがあるんですけども、陳情者はここを行政にしてもらいたいというようなことを言うておりましたけれども、行政としてこういうことはできますかできませんか。

○総務課長（宮田久志君）

今、御質問がございました部分なんですけど、この政党機関誌の契約というのは、あくまでも職員個人が主体となっているものでありまして、私人である職員と団体との間の個別契約になります。そういったことから、市において現行契約を一旦中止させた上で、改めて自発的意思に基づく申込みを求めるということは現時点で考えておりません。

○委員長（久保史睦君）

すいません、ちょっと1点確認しますが、今、副委員長が聴かれたのは、できるかできないかということをお聴かれて今答弁は考えておりませんということだったんですけど、そこはどうですか。

○総務課長（宮田久志君）

こちらのほうは憲法第19条のほうにも思想及び良心の自由という項目もございますので、こちらのほうからも、行政のほうでするものではないと考えております。できないということです。

○委員（徳田修和君）

もう1点確認でございます。先ほど保険勧誘等との取扱いのところでは総務課のほうの手続をしてもらってということでしたけれども、そうなった場合、現在、執務室内自席へ配達、また窓口カウンターに配達という形で機関誌を受け取られてる方の対応というのはどのようになるのでしょうか。もう、執務室内の自席への配達自体が禁止になるとか、そういったことではないのでしょうか。そのところの確認をさせていただきます。

○総務課長（宮田久志君）

基本的には執務時間外においてお願いしたいと考えております。場所のほうは、カウンターのほうは執務室内とは考えておりませんので、カウンターのほうで対応していただきたいと考えています。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。よろしいですか。それではないようですので、これで陳情第10号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時17分」

「再 開 午前11時22分」

△ 議案第85号 霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第85号、霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

議案第85号「霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について」は、令和8年4月1日付けでこども部を設置することに伴い、霧島市部設置条例及び霧島市議会委員会条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、企画政策課長が説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（野村博昭君）

議案第85号について、説明します。まず、霧島市部設置条例については、令和8年4月1日付けで「こども部」を設置しようとするものです。こども部には、保健福祉部所管の子育て支援課及び公立保育園、こども・くらし相談センターを改編した（仮称）「こども家庭センター」、さらに、健康増進課及びすこやか保健センターの母子保健業務を一体化した（仮称）母子保健課、以上の4課が移る予定です。こども部を設置する主な目的としては、国において令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、これまで内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施していた政策を、総合的に推進する体制となっていることがあります。これを受け、類似団体においても、保健福祉部門からこども部門を分割する自治体が多くなってきています。本市においても、現在の組織を分割することにより、組織内の意思疎通や意思決定を、現在より効率的に進めるとともに、「こども計画」に掲げた施策に総合的に取り組む体制を構築することを目的として、こども部を設置しようとするものです。次に、霧島市議会委員会条例については、文教厚生常任委員会の所管にこども部を加えようとするものです。以上で、議案第85号の説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありま

せんか。

○委員（徳田修和君）

こども部には、子育て支援課、公立保育園、こどもくらし相談センターを改編したこども家庭センターということでございます。今、議会のほうからも、窓口の一元化を求めた提言等も行いながら現在にじいろを設置していただいて利用者の方々の窓口への行きやすささというか、そういうのも改善されてきているものと評価していたわけですが、こども部になってこういった改編したこども家庭センターという形になると、にじいろというものは今後どのような形で運営がされていくのか、そこの確認をさせていただきたい。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

お尋ねのございましたにじいろ、現在のこどもくらし相談センターで相談対応しております児童福祉の部分と、生活困窮等の窓口の部分、そして福祉の包括的な相談窓口として開設いたしました。現在開設から6年目を迎えておりまして、大分この相談窓口というものについては、市民の皆様の認識も広がったのではないかと考えております。今回、先ほど企画部のほうから部の設置条例について説明を申し上げましたけれども、今回の部の設置に伴いまして、現在の本庁舎別館1階に設置をしておりますこどもくらし相談センター、それから健康増進課、そして隼人にございます、すこやか保健センターの部の課の再編ということで、この再編に当たりましては、現在、建築を進めてきておりまして、ほぼ完成しております総合保健センターの建設も相まって、そちらへの課の移転等もでございます。それらを含めまして庁内におきまして、令和6年度から協議を進めてまいりました。相談窓口といたしましては、別館1階の各課の配置レイアウトも見直しをさせていただきまして、現在、保健福祉政策課内に設置をしておりますこども政策室、それを新たに設置をいたしますこども部の政策グループというような形での位置づけに見直したりいたしますので、別館1階のレイアウトも全体的に見直しを行います。その関係で、こどもくらし相談センターの隣に子育て支援課が今現在配置しておりますけれども、その中に政策グループを配置をいたします。こどもくらし相談センターの相談窓口という位置、場所につきましては、現在とほぼ同じ位置でのレイアウトということで考えておりまして、一部、こどもくらし相談センターの児童福祉の部分と生活困窮等の分野というのは、所管する部がこども部と保健福祉部ということで別れることにはなりませんけれども、市民の皆様が相談にみえられる場所といたしましてはほぼ現在と変わらないところでの対応というものが可能になるものというふうに認識しております。

○委員（徳田修和君）

ほぼ変わらないということでございますが、保健福祉部から移すということで、相談内容の中には障害福祉等もあつたりとかされるのかなと思いますけど、そういった部分での保健福祉部との連携というのも何ら変わらずできるものと理解しておいてよろしいですか。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

お尋ねのございました関連のする担当部局とのつなぎといいますか、そういった対応というものにつきましては、これまでと変わらず対応ができるものというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

1点確認だけお願いいたします。口述の中にも類似団体においても保健福祉部からこども部門を分割する自治体が多くなってきていますという表現がございました。どのぐらいの割合とかどのぐらいの数字なりの表現ができるのか確認をさせていただきます。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

組織を改編するに当たりまして、類似団体のほうの調べもいたしまして、九州内の類似団体12市の内、10市がこども関係の部署、部を設置している状況でございます。

○委員（野村和人君）

背景には令和5年4月からのこども家庭庁であるというようなお話がございました。今回令和8年4月からということになっているわけですが、これが、表現難しいですけど、遅かったと認

識してるのか早くできたと認識しているのか確認させてください。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

先ほど御答弁申し上げました内容にも少し重なってまいりますけれども、現在、本市におきましては総合保健センターの整備を進めております。それにあわせて、保健福祉部内の課の再編、そういったものも令和6年度からですけれども、引き続いて検討を進めてきたところです。令和5年度からこども家庭庁が発足したわけですが、本市におきましては、発足に合わせて国が求めておりましたこども家庭センター、その機能も現在のこどもくらし相談センターとすこやか保健センター、それを一体的な機能とみなして母子保健、それから児童福祉の分野をそれぞれ相談体を一体的に担ってきたわけですが、それを今度はすこやか保健センターの一部はこの別館1階に配属し、こどもくらし相談センターと一体的に部署もいたしまして、これまで以上の相談対応の機能の充実というものを図っていくということでございます。そういった国の流れなどを踏まえまして、また本市の保健センターなどの整備状況等も勘案した上での今回の部局の再編ということで考えておりますので、特段遅かったということは認識はしていないところでございます。

○委員（徳田修和君）

すいません、もう1点確認なんですけれども、この部の再編において子育て支援課、かなり業務内容等多岐にわたることで職員もかなり激務の中勤務されてる状況なのかなと思いますが、こども部に再編した場合、この人員配置というものは増やすしていくのか、それとも今の所管から移ることで人員的には何も変わらない形での再編となるのか、その確認をさせていただきます。

○企画政策課主幹（白鳥竜也君）

部の下につく課の再編につきましては、現在検討中ではございますが、まだはっきりした数字は申し上げられられないところなんですけれども、当然ながら部長が1名増にはなりますが、それ以外の職員数に関しましては現在の保健福祉部の人数とトータルで変わらないような配置を目指しているところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午前11時38分」

△ 議案第90号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、議案第90号霧島市火災予防条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第90号「霧島市火災予防条例の一部改正について」ご説明いたします。議案第90号につきましては、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、消防庁と林野庁により開催された大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会の報告書において、全国的な制度見直しの必要性が提言され、林野火災注意報及び警報を的確に発令することにより、林野火災の発生予防の実効性を高めることが重要であるとされたことから、本条例について所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○予防課長（蔵元博基君）

議案第90号「霧島市火災予防条例の一部改正について」の主な改正点について、新旧対照表でご

説明いたします。新旧対照表の9ページをお開きください。条例第29条「火災に関する警報」は、これまで根拠となる法令が、条例によるものなのか曖昧であったため、消防法第22条第3項に基づくものであることを、条文上明確にしたものです。次に、これまで火災警報は強い制限や罰則を伴い、市内全域に火の使用の制限を行うものであり、全国的に発令実績が低調であったことから、強い制限や罰則を伴わない注意喚起を行うための仕組みとして、第3章の3に「林野火災の予防」を新たに設け、第29条の8に林野火災注意報を創設し、これまで市内全域が対象であった対象区域や対象期間を限定的に発令することを可能にすることで、林野火災の発生予防を実効的にするものです。また、第29条の9については、これまで、消防法に規定される火災警報を、わかりやすく通称を使用し、「林野火災警報」とするものです。次に10ページをお開きください。林野火災の発生原因の大半が人為的な要因によるもので、そのなかで、たき火によるものが上位であることを踏まえ、条例第45条第1項第1号「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、「たき火」を明示し届出制度の対象であることを明確にするとともに、第45条第2項に届出の対象となる期間等を指定することができることを加えるものです。以上の改正により、火災が発生しやすい気象となった際に、実効性のある注意報を発令し、火気の取扱等を抑制することで、火災の発生と林野等への大規模延焼を防ぐ効果があると考えます。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（木野田誠君）

林野火災警報ということですが、この警報を発令する基準はどのようなところにありますか。

○予防課長（蔵元博基君）

林野火災のまず注意報の発令基準についてなんですけども、火災気象通報の発表を踏まえまして、前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合を考えております。今御質問にありました林野火災の発令基準につきましては、ただいま申し上げました注意報の発令指標に加えまして、強風注意報が発表されている場合を考えております。

○委員（徳田修和君）

全国的に林野火災の発生予防に対する制度の見直しということでございますけども、市内における林野火災の状況というのは、近年はどのようになっているのでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

令和6年中の発生件数が2件であります。あと令和7年の1月から11月におきましては、発生はしていません。

○委員（徳田修和君）

今回そういった中で本市としては件数は少ないようですけども、全国的な制度の見直しということで、今回の条例改正部分、ポイントというものは大まかたき台と申しますか、全国的な検討委員会等の中から、こういったことを改正しようというような通達等があってその内容に従っての改正と理解すればよろしいのでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

委員からありましたとおり、国の検討委員会を踏まえまして、その内容を条例のほうに盛り込んだような形になります。

○委員（徳田修和君）

たき火等で届出を出していただくような形になるわけですが、この届出というのは何か文書等で許可証か何かを許可申請等するのか、口頭で電話で消防局に言うだけの程度のものなのか、この届出という部分を少し御説明いただけますでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

これにつきましては、火災と紛らわしい行為の届出ということで、消防署のほうに来ていただきまして、自宅で記載いただきまして届出を頂く場合と、また、電話による口頭による受付による方法、2通りの方法で現在のところ行っているところでございます。

○委員（徳田修和君）

霧島市はキャンプ場も数多くございます。こういった場合は施設が届出を出すのか利用者が個々出していくのか、そこら辺の対応のところも確認をさせていただいてよろしいですか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

ただいまありましたように、霧島市、キャンプ場非常に多くなっております。キャンプ場については、国の質疑等が出ておりました、キャンプ場でまず届出を出すとなっておりますので、一人一人がキャンプをする人が、一人一人出すとかというのではなくて、キャンプ場が例えば何月から何月とか、そういう期間を区切って提出するように、そのように指導するよというよな質疑応答が出ております。

○副委員長（木野田誠君）

たき火と言ってもたくさんあると思うんですけども、茶農家でありますと抜根して茶の木を焼く場合もこれはたき火とは言いかどうか分かりませんが、ああいう大がかりな焼き方もありますし、いわゆる農家が焼くやり方ですね。それと、歌にあるたき火ですね、ああいうたき火もあると思います。ここでいうたき火というのは、何か制限があるんですか。これ以上の火を使う燃やし方とかお願いします。

○予防課長（蔵元博基君）

これにつきましても、国のほうから質疑が出ておりました、炎を上げて、はだか火が見えて、かつ火の粉が飛散するような行為がたき火ということで、バーベキューとか七輪で焼く焼き魚とかそのような行為に関しては、たき火として認めないというような質疑が出ております。

○副委員長（木野田誠君）

その規定というか定義は曖昧であるというようなことでよろしいんですか。

○委員長（久保史睦君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時49分」

「再 開 午前11時49分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

たき火については非常に分かりにくくなってるかと、いろんなものがたき火になると考えていて、個人的にもいろいろ変わってくる場面もあるかと思っております。基本的に火災予防条例でもたき火の、例えば気象状況が危なくないときにできるたき火というのも可燃物のそばでなければやってもいいよというようなのがありまして、そういう解説の中にたき火の一応定義というものがうたってございます。定義が非常にちょっと分かりにくいかもしれませんが、そこに記載してあることを御報告申し上げたいと思います。火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、またはその設備、器具を使用する場合でも、本来の使用方法によらないで、火を焚く形態一般のことを言いますというふうになっておりました、先ほどから国のほうからたき火についての質疑応答が出てると言いましたけれども、写真等々でこれはたき火に該当するよ、これはたき火だというのがちょっと10数個ぐらいあってですね。分かりやすいよな質疑応答が出ているものとなっております。

○副委員長（木野田誠君）

これはあくまでもたき火というのは、林野火災警報の中でのたき火になりますか。例えば、たき

火を家の近くでしたら燃え移ったとかいうのもあるんですけども、これはあくまでも林野火災を想定したところのたき火になるんですか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

ただいま言われましたたき火についてですが、林野火災警報に特化して言ってるたき火ではございません。通常のものでも、たき火等々については今まででも、火災と紛らわしい行為等々で届出をしなければならぬとなっておりましたので、それに特化して言っているやつではないということになっております。

○副委員長（木野田誠君）

分かりました。質問というかお願いになるんですけども、これから消防団も年末警戒とかいろいろ入っています。その中で、広報の中で火災警報の発令があるから、火の元は気をつけてくださいというなことを言うわけですけども、火災警報というのはですね、市民の皆様によく理解されてるかどうかな、家事のことだろうとは火の取扱いのことだろうとは理解されると思うんですけども、この火災警報というのをもうちょっと消防局として、市民に周知する必要があるのではないかなというふうに感じますが、その辺はどういうふうに捉えてらっしゃいますか。

○予防課長（蔵元博基君）

今までやはり火災警報というのが、市民の皆さん方にも余り広く周知されていなかったということもありますので、今回の林野火災注意報、警報を踏まえまして、市の広報誌やまた各公民館へのそういうビラとかですね、市のSNS、そういったところで周知を図っていきたいというふうを考えております。

○委員（今村純子君）

たき火で届出が必要だということなんですけれども、たき火の煙でちょっと日常生活で、例えば洗濯物にちょっとにおいが移るとか、家の中に入ってくるとか、煙がですね、そういったところの対応というのはどうなってるんでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

今委員からありました質問なんですけども、ちょっと消防のほうがあくまでも火災と紛らわしいということで、火災と間違えて誤認して119番通報しないようにという届出でありまして、そのような苦情等につきましては消防のほうも届出があった時点で、市の環境衛生課のほうにも連絡をしまして、もし苦情とかあった場合はそちらのほうに行っていただくか、消防も一緒に行くとかそういうような対応しておりまして、一応環境衛生課のほうで対応していただいている案件となります。

○委員（今村純子君）

何かこう文面で明記をしてるとか、そういったことがあるんでしょうか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

たき火の届出について、周辺からの苦情がとか、そういったものは記載はしてございません。しかしながら、たき火を家で焼く行為、最近では廃棄物処理法、そちらのほうで規制がかかっておりまして、廃棄物処理法の中でも、特例事項といって、これだったら許されるよというのが、四、五、例えば農家の方がわらを焼くとか、どうしても生活を営んでいく以上やらなければならないというようなものは、特例で認められているものがございます。なので、火災予防条例が特に、言っておりませんが、廃棄物処理法のほうで規制がかかる場合がございますので、先ほど課長が言ったように、環境衛生課のほうに連絡をするといったものになっております。

○委員（前島広紀君）

ちょっとお尋ねしたいんですけども、林野火災の予防、3章の3の29条の9のところで、市長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるというんですけども、ちょっと正月明けだろうと思うんですけども、いろんなところで鬼火焚きがあると思うんですけども、これなどの場合は、鬼火焚きの場合は結構、清水の場合は12mの高さのやぐらを組むわけ

なんですけれども結構火の勢いがあるわけですが、一応届出はしておりますけれども、こういう場合に中止の指令とかそういうのもありうる可能性がありますか。それと、鬼火焚きはたき火ですか。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

今言われた鬼火焚きにつきましても、国から出ている質疑等でたき火というふうに定義がされてございます。しかしながら、先ほど私が申し上げたとおり、廃棄物処理法の中で鬼火焚きはやってもいいよという行為の中の一つになっているかと思えます。そこで、消防としましては、火災の気象状況が非常に危険であるというようなことが判断できるような状態になりましたら、鬼火焚きをやめてくださいといったような行政指導なり、火災警報とか林野火災警報、強制力を伴うようなものをした場合には中止をお願いするというような対応になるかと思えます。

○委員（野村和人君）

たき火も届出がということで、これまでも農家の方から野焼きをしたりとかそういったものも入ってきていたんだろうなというふうに思うんですが、これまで届出が周知されているというふうに認識してるのか、届けがどのぐらいあるのか、あんまりされてない場合もあるようにも感じてるんですけども、消防局としてどの程度の届出、何割程度とかいうものがお持ちでしたら頂きたいと思えます。

○予防課長（蔵元博基君）

火災と紛らわしい行為の届出件数についてなんですけれども、令和6年中が206件、令和7年12月1日現在で171件であります。委員がおっしゃいましたパーセント、何割とかそこら辺までちょっと把握しておりません。

○委員（野村和人君）

条文の全文を見てないのであれなんですけれども、これは罰則規定があるんでしょうか、確認させてください。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

届出について罰則規定等はございません。

○委員（野村和人君）

先ほど木野田委員のほうからもありましたように、周知が大事ではないかなというふうに思います。条例を変えただけでは、結局皆さん分からなければ意味がないと思いますので、周知等をしていただきたいと思ってるんですが、これは予算なりが必要と考えてらっしゃるのか確認させてください。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

ただいまありました予算に関することでございますけれども、ただ広報とかするばかりではいけないと思うんですけれども、その在り方検討会、林野火災がおっきいのがあつて、在り方検討会があつたときには、資機材の拡充をしないとイケないということで、いろんな資機材がやはり、大船渡の火災では非常に足りなかったというような検討がされておりますので、そういう資機材等を購入するためには、予算が必要になるのではないかと考えております。

○委員（町田和己君）

先ほど、令和6年206件、令和7年101件と紛らわしい案件があつたとのことだったんですけれども、この紛らわしい案件については、事前にたき火など、そういう燃やしますよという連絡があつた上で、あつたわけですかね。

○予防課長（蔵元博基君）

届出は日時と場所と何をやるとかそのような内容が把握できるような形になっておりますので、その内容が分かる形で、消防のほうで把握して指導等も行っております。

○委員長（久保史睦君）

12時がなりましたけど、ここまで続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（町田和己君）

周知方法の件だったんですけれども、これは霧島市の防災・行政ナビとかそういうのも使われて周知されてるという認識でよろしいでしょうか。

○予防課長（蔵元博基君）

今後そのような形で、防災ナビとかそういうのも活用しながら周知していきたいというふうに考えております。

○委員（町田和己君）

現状はまだ利用はされてないということですね。

○予防課課長補佐（有馬祐二君）

ただいまの件は、届出に関しての件だと思いますけれども、届出に関しては、防災ナビとかそういうので、広くはやってはおりません。しかしながら今後、火災警報とか注意報とかが発令されますので、それにやはり住民の理解が非常に重要だと思いますので、その辺はいろんな媒体、テレビ、ラジオ、今までの媒体に加えて、やはりSNSだったり、ホームページであったり、そういうのを活用しようかなと考えているところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後0時03分」

「再 開 午後1時05分」

△ 議案第89号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に議案第89号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第89号「霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」説明いたします。本案は、ごみ焼却施設の更新により、その名称等を変更することに伴い、関係条例の所要の改正を行うものです。詳細については、環境衛生課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○環境衛生課長（四本 久君）

詳細について説明いたします。議案集の11ページ、新旧対照表の6ページから8ページをご覧ください。本案は、建設中のごみ処理施設が、令和8年3月1日から供用を開始することに伴い、現行の関係条例中の施設名称を「霧島市クリーンセンター」に、位置を「霧島市国分敷根2256番地2」に改正しようとするものです。お手元の資料をご覧ください。本市のごみ処理施設「敷根清掃センター」は、設備の老朽化に伴い修繕範囲の拡大や維持補修費の増加が見込まれたことから、平成30年3月に新たなごみ処理施設を整備することとしました。当該施設の整備・運営については、施設設計、建設、運営を一括して行うDBO方式を採用しており、令和4年1月に川重・東洋特定建設工事共同企業体と契約し、令和5年1月から本格的に建設工事に着手しました。現在、工事は順調に進んでおり、令和8年3月の供用開始に向けて、試運転等を行っています。次に、施設の概要について説明いたします。本施設は、1日あたり140tのごみを焼却処理する能力を有し、ごみ焼却方式としては、安定性が高く全国的に導入実績の多いストーカ炉方式を採用しています。焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して、最大3,000kwの発電を行います。この電力は施設で利用するほか、余剰分は売電することとしており、資源の有効活用や地球温暖化対策に貢献する施設となります。

す。また、環境学習の起点施設とするため、設備を見せることを意識した見学コースや、ごみ減量化等について、子どもたちに分かりやすく、学べるコーナーなどを整備しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

子どもたちに分かりやすく学べるコーナーなどというような親しみやすい施設をつくろうというようなお話もあったかと思いますが、この名称について、公募するとか、そういったものの検討があったのかお示しいただきたいと思います。

○環境衛生課長（四本 久君）

この施設名称の選定につきましては、私ども種々、検討させさせていただきました。結果として、公募はなく、検討した結果、将来に向けたごみ処理施設として、清潔でクリーンなイメージを抱かせ、市民にも親しみやすく読みやすい名称であること。また、これまで（仮称）霧島市クリーンセンターという名称を使っておりましたが、この名称は広報紙等で使用されて広く市民に定着しているというようなこともございます。このようなことから、公募を行わずこちらのほうを採用するというような形でしております。

○委員（野村和人君）

承知いたしました。ほかの市民会館等もネーミングライツとか、そういった形もしたりしているわけですが、今後、このクリーンセンターについても、検討の余地があるのか確認させてください。

○環境衛生課長（四本 久君）

同時に委員おっしゃるように、ネーミングライツの検討も名称を選定する段階でしております。確かに公募をしている施設もございますし、ネーミングライツをしてる施設というのもごみ処理施設としても全国に何例か出てきているような状況でございます。今現在ではネーミングライツの検討はしていませんが、いろんな状況の中で、そこはまた検討していく必要もあるのかなというふうには考えております。

○委員（徳田修和君）

今回、施設建設に多額の予算使われたわけですが、この名称を変更する際には、ほかのもの、例えば、ごみ処理手数料徴収条例等の見直し等は検討されたのか、手数料関係はこのまま変わらず、金額の見直しはないというようなところなのかその確認をください。

○市民環境部長（末松正純君）

手数料につきましては、伊佐北始良環境管理組合を脱退するときに、10kg 当たり80円で、30kg までが無料という枠がありました。それを撤廃して10kg 当たり100円というふうに料金を上げるといことで、これは当時の伊佐北始良環境管理組合と歩調を合わせるような形で改正をした経緯があります。今後につきましては、直近で今、来年からとか再来年からというような形で、これをどうするかということについては今のところ考えてはいないんですけども、当然そのいろんな物の値段というのが上がってきている状況です。そういうのを見極めながら、どのくらいの価格設定というか、その手数料設定が適切なのかというのを全国的な事例や県内の事例を見ながら、検討していくというのはこれも常に行っておりますので、行政の手数料を見直すという流れの中では常に意識してやっていきますけれども、今のところすぐすぐというようなことは考えてはいないところでございます。ただし、施設自体が今の敷根清掃センターという施設から新しい施設になるわけですから、この施設が変わることによって、維持費とかそういったものがどういうふうに変わっていくかとかいうのを早々に検証しながら、検討していくことになろうかと考えております。

○委員（塩月大志郎君）

1点確認をさせていただきます。こちらの資料の中にあります、今回処理方式や運用方式が現在のものとは変わってきているという資料もございますが、現在のごみ施設だと、1日当たり81tでこの新しいものになりますと1日当たり70t、実際処理能力が落ちることですけれども、これで対応はできるんですか、お示してください。

○環境衛生課長（四本 久君）

委員のおっしゃる部分、現在のごみ処理施設と新たにごみ処理施設、これが162tからnに、規模が小さくなるというような御指摘でございます。私ども今現在のごみ量というのを当然毎年記録をとっております。その中で、年間のごみ量の設定というのを3万7,591tと、そういうような数字を出しております。これは市民の方が出されるごみ、あるいは事業所から出されるごみ、あるいは不燃ごみ等を処理した後の残渣、こういうものまでを数字として出した場合にこういうようなものになってまいります。70tの2炉ということで140tという処理能力になります。この処理能力と今現在の実際のごみ量、あるいは将来的な人口推計というようなことを考えた場合に、過大な施設をつくらないというようなことで、やはり過大な施設になれば建設費がそれだけかさんでしまうというようなことで、適正な、今現在のごみ量にあって、かつ環境省が算定式を設けておりますので、それに当てはめて計算したところ、140tという数字が適正ということで規模を少し落として設計建設しております。

○委員（今村純子君）

ここに子どもたちにも分かりやすくということで明記をしてあるんですけれども、高齢者も結構ごみの分別で迷ったりとか、いろんな出すにあたって何ていう、知識が分からないこともあったりしますので、例えば、高齢者も入れていただいて、老人クラブとかそういったところで来ていただいて、いろいろそういうお勉強してもらおうというような企画もしていただければいいのかなとは思いました。

○環境衛生課長（四本 久君）

今の説明でも、子どもたちにもという説明もさせていただきました。これは、一つの例として分かりやすくというイメージで、小学校4年生でごみの行方というような勉強しておりますので、そういうような子どもたちに分かりやすく、あるいは、当然今おっしゃるような高齢者であったりとか、幅広く来ていただければ、ごみの分別も含めていろんな学習をしていただければいいのかなというふうには考えておりますので、見学できる施設だということも幅広く周知をしていきたいと思っております。

○委員（稲留誠也君）

1点だけ確認をさせていただきます。ごみの直接の持込みに関してなんですけれども、これは敷根清掃センターの頃から比べて何か市民にとって手順が変わったりですかあるいは処理範囲が変わるとかということはないという認識でよろしいでしょうか。

○環境衛生課長（四本 久君）

敷根清掃センター、今回クリーンセンターに変わると、試運転をしておりますので実際に持ち込まれると実は日によって、今の既設の敷根清掃センターのほうにも進んでくださいとか、あるいは新クリーンセンターのほうに進んでくださいというような誘導をしております。いわゆる分別自体は今現在は変わることはございません。ただ、供用を開始しても、今回、新霧島市クリーンセンター第1工場、第2工場、第3工場という名称を仮に設定しております。燃えるごみは第1工場、いわゆる新クリーンセンターのほうに御案内させていただく、不燃ごみとか粗大ごみにつきましては直接持込みでは第2工場のほうに進んでいただくということで、可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみを混載した場合には最初に第1工場でおろしていただいて、第2工場に進んでくださいというような、そういうような、入ってきて持ち込んでいただいたときの動線が少し変わるということですね、少し御不便をおかけするかもしれませんが、これまでと変わらず受付はしていくというふうには考えています。

○市民環境部長（末松正純君）

補足で、今、敷根清掃センターという上のほうの施設と実はもう一つ手前の下のほうに、旧清掃工場、ここを今、第1、第2という言い方をしてるんですけど、旧清掃工場の下のほうでは粗大ごみの直接搬入を受けてます。そうすると、燃えるごみと粗大ごみとかを持って来れば、一旦上におろして、今度は下のほうにまた行ってもらって下ろして、また戻ってきて計量棟で計量するという、何て言うんですかね、これ動線が非常に遠い形になるケースがあります。それをできるだけ上のほうで済ませることができないかということで、市民が直接持ち込んだ分については、今の敷根清掃センターのピットを有効活用して、プラットフォームを有効活用して、そこで粗大ごみをおろすとか、量が少なければもう一括で新工場でまとめておろすとかというふうに、できるだけ市民の方にとって負担がかからないような形でできないかということで今調整をしているところです。ですから、そういう持込み分についての市民の負担が少しでも軽減されるようにということと、あとどうしても年末とか非常に混みます。直接持ってこられる方が渋滞にはまって1時間ぐらいたどり着けないとかいうのも実際にはあるわけですのでそういったのは、行ったり来たりがなくなることで少しでも緩和ができるのではないかなということで、今対応してるところで準備してるところでございます。

○委員長（久保史睦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

△ 議案第115号 議決事項の一部変更について（工事請負）

それでは、次に議案第115号、議決事項の一部変更について（工事請負）について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第115号議決事項の一部変更について説明いたします。本案は、（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約について、当該契約の金額を減額する変更契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。詳細については、環境衛生課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○環境衛生課長（四本 久君）

詳細について説明いたします。議案集の81ページをご覧ください。令和6年3月14日令和6年第1回霧島市議会定例会で議決された議決第26号（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事の請負契約について、電力会社の接続工事負担金の精算により、当該契約の金額を減額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。具体的には、現在の契約金額「139億2,006万円」に含まれる電力会社接続工事負担金「5,456万円」が「4,705万5,237円」に減額されたことから、契約金額を「139億1,255万5,237円」に変更しようとするものです。なお、これまでの契約変更の状況については、資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

今の契約変更状況のところのこの表なんですけれども、これで分かるように、令和4年の契約のときは電力会社接続工事請負金は27億5,000万円という予算だったというふうに認識してるし、そうなんですよね。普通大体、いろんな資材関係というものは一般的に上がっていくものなんですけれども、今回もうこれ最終ということでしょうかね。電力が4,755万5,237円、要因といいますか、20何億円がこんなに少なくなるのは、どういうことが考えられますか。

○環境衛生課長（四本 久君）

添付した資料に沿って説明させていただきたいと思います。当初、令和4年の1月、委員がおっしゃるように、当初の電力会社接続工事負担金を27億5,000万円ということで、工事費に含めて共同企業体のほうとは契約いたしました。このときには、九州電力のほうと種々検討をする中で、いわゆる今度クリーンセンターを立ち上げた場合に電気を売る側ですね、売り電のほうに逆潮流というふうに九電のほうに送るというふうになったときに九州電力のほうで、いわゆるこの地域が太陽光が非常に多かったりとか、そういう部分で春山にある変電所、こちらのほうの容量が不足するというようなことで、そちらのほうの増強工事をしないといけないと、その分をクリーンセンターをつくるのであれば、工事をする負担金をですね支払う予定でいてくれということで出てきたのが、この27億5,000万円でした。いわゆる変電所の一つのバンク、1バンク増やすというような形でした場合に、27億5,000万円というような金額でございました。私どもそれから電力会社等はいろいろ協議をしたりとか、世の中の情勢の中で新たな考え方としてノンファーム型というようなことで、空きの電力スペースを使って、送電ができるというような、そういう制度ができて、それを利用すると、いわゆる春山の変電所を工事をしなくてもいいというようなこと。ただ、電力が非常に例えば春先で皆さんエアコンを使わないときとか、天気がいいときというのは、太陽光がすごく発電をたくさんしてしまいますので、使う当てがないというような場合には、いわゆる一時的に送電を、受入れ電力を止めますよというような、そういうような制限を若干受けるやり方ではあるんですね。ところが、こういうようなものをうまく利用するような形でノンファーム型というような形でした場合に、この27億5,000万円というのが不要になったというような状況でございます。それでもやはりクリーンセンターから今回、九州電力のほうと協議をして、結果として工事はもう済んでおりますが、いわゆるクリーンセンターからナフコのあたりまでの増強工事というのは必要だということなどで電線を張り替えたりとか、あるいは開閉器を変える、あるいは電圧調整機というのを入れ替える必要があるというようなことで、その金額が出てきたのがこの5,270万円、令和5年3月でございました。そこから、186万円増やしてくれということで、令和6年の3月には5,456万円という金額にしておりますが、結果として、九州電力のほうで10月まで、令和7年の10月までに工事を終わらせて、その工事費が幾らだったのかというのを精算しております。その関係で、結果としてそこまでかからなかったということで、減額補正をするというような形で、結果として、4,705万5,237円で済みましたということで今回、減額という補正に契約変更という形になっております。

○委員（前島広紀君）

それでも工事は完了したということですね。大変いい話だと思います。

○委員（徳田修和君）

関連なんですけれども、ノンファーム型というののケースは一時電力の受入れストップもありうるというようなことですが、それは年間通じた場合に、やはり止められても、この工事費を落とすただけのコストカットがこれから売電を考えたときの売上げと考えると、有効であったというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○環境衛生課長（四本 久君）

九州電力のほうとはまたさらにいろんな協議をしておりますので、できるだけ止めないということ、なぜかといいますと、私ども電気を売るということが最終的な目的ではなくて、基本的には市民のごみを処理するというのが一つの大きな目的なんだということで、できるだけ止めないというような、そういう申合せもしておりますので、この部分については、少し質問の趣旨と違うかもしれませんが、止められても、いわゆるごみ処理には影響がないような形になってくるのかなと。そこまでの元を取るというわけではないんですが、そこまでの影響はないのかなというふうには考えております。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。よろしいですか。それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後1時32分」

「再 開 午後1時35分」

△ 議案第98号 指定管理者の指定について

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に議案第98号、指定管理者の指定について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第98号指定管理者の指定について説明いたします。本案は、「霧島市春山緑地公園」、「霧島市国分児童体育館」、「霧島市台明寺溪谷公園」、「霧島市国分キャンプ海水浴場」、「霧島市小浜海水浴場」、「南公園」、「国分海浜公園」、「北公園」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。今回の指定管理者の選定は、本年7月1日から7月23日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査しました。その報告を総合的に判断し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者を指定しようとするものです。詳細については、スポーツ・文化振興課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

詳細について説明いたします。現在、一般財団法人 霧島市施設管理公社を指定管理者としている「霧島市春山緑地公園」他7施設について、令和8年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、一般財団法人 霧島市施設管理公社、錦江漁業協同組合の2者から応募があり、一般財団法人 霧島市施設管理公社が指定管理候補者として選定されました。これに基づき、一般財団法人 霧島市施設管理公社を、令和8年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。資料の4ページをご覧ください。4 指定管理者が行う業務については、（1）利用料金の収受に関する業務、（2）使用の許可等に関する業務、（3）施設及び設備の維持並びに修繕等に関する業務、（4）前各号に掲げるもののほか、市が施設の管理上必要と認める業務、（5）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおり、（6）災害発生時もしくは発生する恐れがある場合において、当施設は市の要請により、最優先的に避難所や災害対応拠点等として使用する際に協力することとしています。次に、5ページをご覧ください。募集要項の6「管理に要する経費」については、施設の管理に要する経費は、利用料金収入や市が支払う委託料によって賄うこととしています。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額としています。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第8号に債務負担行為を追加設定し、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払うこととしています。次に、資料の9ページをご覧ください。15の「選定方法」については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）の「審査基準と配点」に沿って審査し、申請者のうち第一位とした委員数が最も多いものを指定管理候補者として選定しています。審査基準と配点については、「事業計画書の内容が、市民の平等な利用確保及び当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」が30点、「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」が20点、「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」が30点、「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」が20点、合計100点となっています。また、選定委員会の審査

後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料の79ページをご覧ください。「令和7年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について」に沿って、選定委員会における審査経過等について説明します。まず、委員構成は、内部の委員が、新町副市長、石神総務部長、藤崎企画部長及び施設を所管する担当部の末松部長、立野部長、外部委員が常盤委員、鶴ヶ野委員、藤田委員、新田委員、田間委員の計10人となっています。次に、資料の80ページをご覧ください。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後1時40分」

「再 開 午後1時43分」

○委員長（久保史睦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

4「審議経過」について説明します。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、現地視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について、不明な点や詳しく聴きたい点などについてヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、5「審査方法」について説明します。委員会では、募集要項に定められた「選定基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査と、申請者へのヒアリングを行いました。審査は、90ページの「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしました。87ページをご覧ください。評価の内訳は、まず標準を配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準の「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」。標準の「C」より不十分である場合は、配点の4割を得点とする評価「D」又は配点の2割を得点とする評価「E」。記述がない場合及び審査項目と関係のない記述の場合は、得点をゼロとする評価「F」としています。次に資料の84ページをご覧ください。「選定結果」について説明します。指定管理候補者「一般財団法人 霧島市施設管理公社」の得点は834点であり、主な選定意見としては、「現在の経営状況と将来展望について、有利子負債がなく経営は安定しており、重機など様々な資格・免許を有する職員により、自社で作業を行うことを基本とし、安易に外部委託しない姿勢を評価する」、「市の指定管理者制度に関する指針に基づく総合評価において、最高ランクのSSを受けている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

資料の80ページ、審査結果の御説明いただいたときに、第2回選定委員会、令和7年8月7日の分、申請者としては7事業者へのヒアリングというふうに記載があるわけですが、最終2者の応募があったと。この辺はやはり、指定管理を受けるに当たり、何かハードルの高い部分という部分があったのか、もしそういうものが、特筆したものがありませんでしたらお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

今ありました、80ページを御覧いただくのと、81ページを御覧いただきたいと思うんですけど、今ありました、申請者が7事業者へのヒアリングと書いてあるんですが、この、今回議案に出しております海浜公園ほか7施設につきましては、申請団体がナンバー1とナンバー2の2者というふ

うなことになっております。

○市民環境部長（末松正純君）

今挙げてる議案については2者ということです。今回の指定管理者の選定については、ほかの施設も入ってますので、それを全部ひっくるめてというのが、この申請団体一覧表という81ページかな、ここに載ってる7事業所をまとめてやりましたということで、今回の公園施設とか海水浴場関係の施設については、錦江漁協さんと霧島市の施設管理公社の2者ということになります。

○副委員長（木野田誠君）

指定管理の選定方法とかは分かりましたけれども、選定された後ですよ。ここに今挙がってるこの施設等についてはそういうことはないかと思えますけども、施設によっては非常に管理が本当にされてるんだろうかと思うような施設もあるわけですけども、こういう、例えば5年間の契約で結ばれて、その間にやはりその契約は履行されてるかどうかの検査というのは、年に何回かされてるんですか、どうなんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

指定管理者につきましては、市では月例報告ということで、月に1回、月例報告を開いております。また、年度事業報告によってモニタリングを実施しておりますので、その都度、利用管理者との管理、監督を行っているような状況です。その中で事業計画書に基づいた業務の履行など、必要な指示を行うことがあるんですけど、それに従わない場合、今のところ従わないということはないんですけど、従わない場合は、地方自治法で指定を取り消すことができるというふうになっております。

○副委員長（木野田誠君）

書面ではそういう形でできると思うんですけども、現場の確認、こういうのは、例えばグラウンドに凸凹が非常に多いのを、それをほったらかしてるとか、そういうのは極端な例ですけど、そういうのが確認に行かれる、現場を確認されるというのは、やはり随時されてるかどうかという質問です。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

緊急性があるものということであれば、指定管理者のほうから都度こちらの事務局のほうに連絡があります。それを受けまして、我々も指定管理者と一緒に現地を見て、修繕がすぐすぐ必要なものであれば、予算も獲得したりというような形で対応しているところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

そうですね、指定管理を受けた人は、やはりそこを費用的なもので行政に言って修理してもらわないかんわけですけども、そうじゃなくて、行政のほうから抜き打ち的に検査に行かれる、点検に行かれるということは、やってらっしゃるのか、やってらっしゃらないのかということでお伺いします。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

例えばグラウンドの雑草が生えてるとかというのが直接、本課のほうに連絡が来たりすることがあります。そういった場合には、こちらのほうから出向いて、指定管理者のほうに草の管理を念を入れてやってもらえないかというような要望等を行っているということがあります。

○副委員長（木野田誠君）

ここに上がってる施設はそういうことはないと思えますけど、私は以前産業建設常任委員会におりましたけども、産業建設常任委員会で指定管理をしてるところなんか、場合によってはイノシシがものすごい穴を掘って、使えるのかどうかというようなところになってる。そういうのをやはりそのまま放置してる行政もあれですし、指導しない行政もなんですけども、指定管理を受けたところのそういうところをやはり当然ながらするべきなのに、そこをどうしてしてないのかと非常に疑問に思ったもんですから、そういうことがこの施設ではあり得るようなところの施設ではありませんけども、やはりさっき言われた細かい雑草の問題とかいろいろあると思えますけども、やはりそ

ういうところを気をつけて、行政としても見ていていただきたいなというふうにお願いします。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後1時55分」

「再開 午後1時57分」

**△ 議案第111号 請負契約の締結についてから
議案第114号 請負契約の締結についてまで**

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に議案第111号から議案第114号の請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第111号から議案第114号請負契約の締結について説明いたします。議案第111号「R 7 霧島市民会館大規模改修工事（建築1工区）」、議案第112号「R 7 霧島市民会館大規模改修工事（建築2工区）」、議案第113号「R 7 霧島市民会館大規模改修工事（空調）」、議案第114号「R 7 霧島市民会館大規模改修工事（強電）」について、それぞれ仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。詳細については、スポーツ・文化振興課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

詳細について説明いたします。国分ハウジングホール（霧島市民会館）は、市民の文化・教養及び福祉の増進を図ることを目的として、昭和42年に整備されており、58年が経過しています。建築後32年経過した平成11年度に1回目の大規模改修を実施したものの、施設の老朽化が進んでいたことから、令和2年度に庁内に霧島市民会館あり方検討委員会を設置し、今後の方向性について検討しました。その結果、今後の方向性については、平成27年3月に策定された「霧島市公共施設管理計画」に基づき、当該施設が市民の芸術文化活動等の重要な拠点となっていることを踏まえ、これからも「維持すべき施設」として2回目の大規模改修工事を行うこととしました。70ページをご覧ください。議案第111号の工事については、ホール棟及び楽屋棟の内装更新や特定天井等の耐震化、屋根防水・外壁補修、トイレ改修などの更新を行い、施設機能の安定化を図ろうとするものです。契約の金額は3億8,500万円、契約の相手方は、曾山・安田・今村特定建設工事共同企業体 曾山建設株式会社代表取締役 石野田洋昭です。次に、73ページをご覧ください。議案第112号の工事については、管理棟、共同利用施設及び内待合ホールの内装の更新、楽屋の増設、共同利用施設の耐震化、屋根防水・外壁工事、トイレ改修などの更新を行い、施設機能の安定化を図ろうとするものです。契約の金額は2億2,825万円、契約の相手方は、末重・徳田特定建設工事共同企業体 末重建設株式会社代表取締役 末重堅司です。次に、76ページをご覧ください。議案第113号の工事については、ホール棟、楽屋棟、管理棟、共同利用施設及び内待合ホールのエアハンドリングユニットや冷却塔、冷却水ポンプなどの空調設備の更新を行い、施設機能の安定化を図ろうとするものです。契約の金額は5億5,000万円、契約の相手方は、ダイサン・ヤマグチ・南特定建設工事共同企業体 株式会社ダイサン代表取締役 永田紀博です。次に、78ページをご覧ください。議案第114号の工事については、ホール棟、楽屋棟、管理棟、共同利用施設及び内待合ホールのLED更新、既設高圧ケーブル更新、変圧器更新などのいわゆる強電の更新を行い、施設機能の安定化を図ろうとするものです。契約の金額は1億6,720万円、契約の相手方は、中外電工株式会社霧島営業所所長 山下博司です。なお、今後の予定については、議案第111号から第114号の契約期間を契約日から令和8年3月

31日までとしています。令和8年2月頃、国に対して翌債承認申請を行い、国からの承認後、契約期間を契約日から令和9年2月26日までに変更する予定としています。以上で説明を終わります。

○委員長（久保史睦君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第111号、請負契約の締結について（R7霧島市民会館大規模改修工事（建築第1工区））について、質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

常々、大規模改修の場合は、利用者の方の御意見等も十分に参考させていただきたいと思っているわけですが、今回は楽屋のほうがそういったお声に合わせて増設されたということで、既存の楽屋から幾つ増えることになるのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

現在、楽屋は7室あります。今回の改修におきまして、1階事務所を楽屋にいたしまして、四つの楽屋が増えることによりまして11室になります。

○委員（徳田修和君）

音響等も御意見出たと思うんですけど、今回は音響に関しては特に改善するような改修がないというふうな現地での説明もございます。こちら辺は、市民の方からの利用者の方々からの御意見等なかったのか、音響の改善等は実際必要ないということではよかったのか、説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

今ありました市民会館の音響についてなんですけど、舞台音響につきましてと、あと消防設備であつたりとかにつきましては3年度、4年度に実施をしているというところでございます。

○委員（徳田修和君）

あと現地で余り詳しく説明も聴けなかったところなんですけども、現在は二階のほうになるんですか、親子室というのを設けてると思うんですけども、今回改修された場合はそういった授乳室であつたり、親子の子育て世代が利用するような部屋というものは準備をされる御予定があるのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

平面図のほうを見ていただければよろしいかと思えます。2階の平面図なんですけれども、2階になります。今日、現地でホールのほうを説明をさせていただきましたけれども、あれの奥のほうに親子室が2部屋、それと授乳室がその間に現在ある状況です。その部分につきましては、改修は行う予定はございません。

○委員（今村純子君）

空調設備においてですけれども、今後また、コロナのような感染症が起きたときにでも対応できるような空調設備になってるのでしょうか。

○委員長（久保史睦君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後2時08分」

「再開 午後2時09分」

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは議案第111号から議案第114号まで一括して審査のほうをさせていただきたいと思えます。それでは、今の質疑に対しての答弁を求めます。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今回、空調と換気については、おおむね全改修は行っているところなんですけれども、コロナ対応というような形で、病院のような不圧とか制圧とか、そういう対応をとって対応するという事はなかなか難しいことがありますので、今回についてはそういう感染症に対しての換気ということは特

に設けておりません。

○委員（塩月大志郎君）

今日の視察を終えて、トイレなどはオストメイト対応とかいろんな方が使いやすいように改修をしていくなと思いましたが、玄関周りの外部スロープ改修とありますけども、こちらは今日も見ていて思ったんですが、現在もスロープ等はあるんですが、これからどのような、さらにバリアフリー化をされていくのですか。補足しましょうか、玄関ホールですね、これは共同利用施設ですね。

○建築技監（侍園賢二君）

共同利用施設の前は今段差がついてるんですけど、そこを、ちょうど扉の方向に向けて、スロープ、段差がないような形で考えているところです。

○副委員長（木野田誠君）

トイレについてお伺いしますけども、洋式を増やしていくということですけども、2個は洋式で4個はたしか和式だったというふうに数えたんですけども、それと30%、今後改修後は大体何十%ぐらいの洋式になりますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

パーセントではちょっとお答えができませんんですけども、1階の本日見ていただきましたホール等のほうですけども、こちらにつきましては、男性の大便器が、6基から7基に増えます。小便器が11基から13基になります。女性のほうは12基から11基に減ります。ただし、子ども用の小便器を女性トイレにも設置をする予定です。それと、子どもシート等はこれまでございませんでしたので、子どもシートを男性のほうに1基、女性のほうに2基設置します。本日、現場を見てもらったところはそのような増減になっております。

○副委員長（木野田誠君）

私の質問は洋式が何パーセント。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

同じくちょっとパーセントでは分からないんですけど、男性便器が見ていただいたところが和式が4、洋式が2あったと思うんですけど、それが和式が2、洋式が4になります。あとそれに追加で幼児用の大便器のほうに1基追加というふうになっております。

○副委員長（木野田誠君）

共同利用施設はどういう方々がよく利用されるのかお示してください。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

共同利用施設につきましては、おおむね会議等とか催物はこちらの国分シビックセンターのほうの施設を利用する傾向が多いんですけども、場所がなかなかないよとかというときには、市民の発表会とか会議とかということで利用をされるケースがあります。

○市民環境部長（末松正純君）

ちょっと補足で説明をしておきます。利用実態については多分データを手元に持ってないので詳しいこと分からないんですけども、恐らく市民会館を利用される団体さんなんかの控室とかいうのに使われるというのが今の一般的な利用だと思いますので、それ以外にも空いてるときには、会議室などを使えるような形での貸出しはしております。ただ、その利用状況については、ちょっと今手元に数字がないので、また後もって報告をさせていただきます。

○副委員長（木野田誠君）

今部長の回答がありましたように、私の見る限り、今部長が言われたように、市民会館を利用するがために、いわゆる共同利用施設を使うと。本来の共同利用施設を使いに来る団体とかそういう人たちは少ないのではないかなという気はしてならないんですけども、その辺の共同利用施設の利用率とかそういうのは数字は持ってらっしゃらないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

データを持ってきておりません。また、後ほど回答させていただきます。[後ほど資料を配布]

○副委員長（木野田誠君）

データがないわけですから、そういう申込みの件数もカウントしてないというようなとらえ方をされても仕方ないですね。だから、共同利用施設そのものの存在価値は何かなどというのは非常に疑問になってくるんですけども、どうですか。

○市民環境部長（末松正純君）

私が市役所に入った頃は、あそこに旧国分市役所があって、旧国分市役所を利用されるような国分市民の方がその施設をよく使われて会議室などで、あそこの部屋にもともと教育委員会とか、いろんな行政の執行機関も入ってましたので、そういう意味では、もともとがそういう施設でありました。ここに庁舎が新しくできて、合併をして、もっと言うと、社協が入ってる福祉センターなんかもできて、非常に一般の方が利用する新しい会議室がどんどんできていったもんですから、今現在は空いてるようなスペースといいますか、一般向けにはそういうような形になるんですけども、メインとしてはやはり市民会館を利用される方々の控室、楽屋的な利用ということになっているのが今の状況なのかな。ただ、このシビックセンター自体の公民館や大会議室で新しく庁舎も増設して、会議ができる部屋をどんどん増やしてますけれども、利用状況というのはかなりの稼働率になってますので、今回、楽屋自体は足りない、あそこの市民会館を利用する団体、例えばこの前も20周年でのど自慢やりましたけれども、正直申し上げて、控室が足りないということで、楽屋が足りないということでNHK側からは、ちょっといろいろと言われた経緯もあります。ですので、それに対応できるように楽屋を増やす。空いているときには、このシビックセンターの会議室などがなかなか空いてなくて使えないという方をそちらにまた誘導していくというような有効活用しようかなということ考えているところでございます。

○副委員長（木野田誠君）

今部長から説明がありました、そういう利用の仕方では私はいいと思うんですけども、要するに市民会館の附属施設というような形で、もう今後は持って行って、何もその共同利用施設なんていう言葉を使わなくても、そういう形でもう一本化されていかれたほうがいいのではないかと思いますけども、それでなければ、共同利用施設のもうちょっとアピールをするべきだと思います。だから、そこ辺は十分考えて、共同利用施設としては使用はあんまりないのではないかなという感じがしたもんですから、今後はそこら辺も考えて部長がおっしゃったような形でやっていただけたらいいなというふうに思っております。この市民会館ですけども、これは竣工されたのはいつなんですかね。ちょっとそこを聴き逃しましたので。それから、途中の改修は1999年というようなことで聴いたんです。間違いないですかね。前回の改修にどれぐらいの費用を要してらっしゃるのか。今回は13億幾らぐらいになるんですけども、ちょっとそこら辺をお示し願えますか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

当該施設は昭和42年に建設しております。今年で58年が経過しております。建築後32年が経過した平成11年、1999年に第1回目の大規模改修を行っておりますが、そちらは建築住宅課が答弁します。

○建築技監（侍園賢二君）

第1回目の改修費用は、約12億円かかってます。11億8,900万円という形で、約12億円かかってます。

○委員長（久保史睦君）

ちょっと一度整理しますね。一度整理します。第1回目と第2回目を、両方ともということではいいですか。もう一度最初から答弁いただいてよろしいですか、第1回目と第2回目と。

○建築技監（侍園賢二君）

第1回目の改修費用として工事費として、11億8,945万円という数字になっております。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

2回目の大規模改修になりますけれども、建築1工区、2工区、強電、弱電、空調、給排水、舞

台機構を含めまして、15億953万円になります。

○副委員長（木野田誠君）

非常に市民会館に金がかかっている。これが今スポーツ・文化振興課の担当になってますから文句は言いませんけども、これは教育委員会の担当だったらもうものすごい文句言いたいところです。

○委員（稲留誠也君）

ちょっと今のに関連になるんですけれども、過去、建設以降、今回も含めて2回目の大きな改修ということで、それぞれかなりの金額がかかっているなという印象ではあるんですけれども、例えば、58年ですかね、長い時間がたっているわけなんですけれども、今後のメンテナンス費用だとかそういったものを計算したときに、建て替えるとかという検討というのはなされたものなののでしょうか。もし検討なされた場合は、そのときに建て替えた場合の費用というものが試算されているものなのか、お聴かせ願いたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

霧島市公共施設管理計画で定めております、施設の維持補修に係る方針の見直し、長寿命化推進ということで、建築後30年経過で大規模改修、建築後55年経過で2回目の大規模改修、建築後80年経過で建て替えというふうに計画をしておりますので、今回の改修が55年経過しているということで2回目の大規模改修になります。次はもう建て替えということになるんですけれども、その建て替えに関しましては、試算等は行っておりません。

○建築技監（侍園賢二君）

令和2年に在り方検討委員会があったときに、他市のホールを調べてみました。調べて検討しています。そのときに都城が平成16年から17年に1,461席、そのときの建設費用が103億円かかっております。約ですね。検討したときは令和2年なので、もうその時点で同じような規模をつくるとなると150億円を超えるような規模になるのかなということと、新たに建て替えをするとなると土地から求めないといけないと。新たに土地を求めると、それを収容できるだけの駐車場も整備しないと。そういうことから、それと、今、まだ使えるものを長く使うということから、長寿命化を図って使っていこうということになります。今回、工事はかかっているんですけれども、特定天井という東日本大震災があったときに、九段会館だったか、屋根が落ちて被害が出たんですけれども、そういう時期を越えまして、やはりああいう高さが6m以上200平米の面積のところは特定天井を変えなさいというのがありまして、ここの議場とか、市役所の共通ロビーとか多目的ホールの前のロビーのところの天井なんかも変えていますので、今回どうしてもやはり地震が多かったりしますんで、ここ変えてきたほうがいいということから、やはり金額が高くなっているということでございます。

○委員（野村和人君）

まずは建築1工区、2工区それぞれ入札の状況を見させていただいたところ、それぞれ4特定企業、5特定企業、数はそんなに多くはない状況の中で入札をされ、再入札となってきた2回目で落札というような状況でした。改めてこの入札状況について分析をどのように考えてますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

建築の1工区、2工区、一応要件としましては建築のAランクの業者さんを条件として付しております。それぞれ企業体を組んでいただいて入札をしてるんですけれども、1回目にそれぞれ再入札となっている。あくまでも想定ですけれども、配置技術者、これを1年以上拘束、専任で拘束しないといけないということがまずありまして、そこまでの技術者を1年間配置するのにそれなりのやはり金額で応札をしたいという考えがあらわれて、1回目はそれぞれ予定価格をオーバーしてるんですけれども、それ以外でもどうしてもとりたいたいというそれぞれの業者さんが1者ずつだったんですけれども、いらっしゃる中で入札は1者ずつではありますけれども落札がされた。設計額については県の単価、見積り等を喫緊のものを採用しておりますので、設計額については問題ないと考えております。

○委員（野村和人君）

一方、強電のほうでは14者が参加し、10者が最低価格を下回り失格。そして残り1回で落札をされている状況です。改めてこの入札についてどのような見解なのか教えてください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

先ほど申しました建築については工種が多くて、下請さんがかなり多くなるので、下請さん等との契約等でやはりどうしても工事費というか全体的にそんなに安くでは応札はできないというふうな形かなと考えております。電気工事に至っては、電気の技術者さんは下請というよりも自社の担当者が直接工事を行うことがございますので、その辺で調整やりくりができて安く落札がされたのではないかなというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

この最低制限価格を下回ったのが10者というところがびっくりするところだと思います。改めてこの制度を設けているのは質の低下に移らないようにという目的があるかとは思いますが、この割合で10者も多く下回るような状況であるということであれば、最低の設定がおかしかったのか、もしくは、この何者以上いる場合は最低をもうちょっと考えると、そういった制度改革も今後検討するべきではないかなとも思うんですが、そこについては、担当課としては難しいかもしれませんけども、御見解いただきたいと思っております。

○建築住宅課長（末永明弘君）

最低制限価格については、国の定めた数値75%から92%の中で収めなさいというような形がとられてますので、最低制限の率を市独自で変えるというのはなかなか難しいのかなと考えております。

○委員（野村和人君）

そちらについては今後どんなか考えざるを得ないのかなとは思ってます、国も含めてですね。その上で、工期のほうについて確認をさせてください。議決後2日後に契約をするということですから、14日以降になるのかなというふうには認識してますので、今年の成人式、20歳を祝う会、それから出初式はできるだろうというふうには認識してますけども、今回の工期は来年、再来年の3月ということですので、来年の成人式、出初式等については何か御検討しているところがあれば教えてください。

○市民環境部長（末松正純君）

市民会館を所管するスポーツ・文化振興課といいますかね、私どもとしてはもういろいろ行事を進める上で困らないようにというか困りはするんですけども、毎年毎年やってる卒業式であったりとか、今言われた成人式だったりとか、いろんなイベント、式典等をやっておりますので、そこを別な代替施設で対応できるように前々からアナウンスはしております、それぞれの所管部署において、行事をどこでやるか、もしくは一時的に中止するかというか、そういう検討はなされていると思います。急にこういうことですよということではなくて、もう前から内部ではお知らせをしておりますので、それぞれの部署で御検討されることだと考えております。

○委員（野村和人君）

成人式、出初式だけではないと思うんですよね。確かに年間通じて1年も使えない状況にあると本当に苦しいということでは隼人だったり、溝辺だったりというお話は以前からあったのは確かで、調整しているものだろうというふうに思っておりますが、やはりこの二つは特に人数が入るところなのかなというふうに思っている。代替がなかなか難しいところなのかなというふうに思っているところです。工期的に来年の12月までに終わらさみたいなのは可能性があるのかやはり難しいものなのか確認させてください。

○建築技監（侍園賢二君）

やはりちょっと来年の12月では厳しいというところがございます。今、いろいろ労働条件とか資材の入荷とか、そういうところを考慮して、無理な工期設定をしないというのが、そういう無理な工期設定をすることで、業者に負担をかけないというのが、国全体の流れですので、できるだけ工

期を適切にとってやるというところから、市として公共工事として無理な工期設定はできないと考えていますので、12月までに終わらすというのは、ちょっと考えていないところであり、できないところです。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。よろしいですか。それではないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時38分」

「再開 午後2時55分」

△ 委員間討議、議案処理

○委員長（久保史睦君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に委員会討議、議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第85号 霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について

まず、議案第85号、霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部改正について委員間討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（徳田修和君）

85号ですが、新たにこども部という部の新設であります。これまでも子育て支援課による市民サービスの充実は図っていただいていたものと思いますが、こども部になったことでさらなるサービス向上に努めていただきたい。そのためには、質疑の中でも言いましたが人員配置等もしっかりと考えた上での編成のほうに努めていただきたいと意見を申し添えておきます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。ないようですので、議案処理に入ります。議案第85号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第89号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次に、議案第89号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第89号について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第90号 霧島市火災予防条例の一部改正について

次に、議案第90号霧島市火災予防条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（野村和人君）

霧島市火災予防条例の一部改正ということでございました。確認をしたところ、罰則等もないようでございます。また、たき火による届出が必要ということではありますが、実情、周知がなかなかできていないのかなというふうにも思います。これからの火災がさらに発展していかないように、周知についても留意していただきながら、状況に応じては予算要求なりしっかりしていただければなというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。ないようですので、議案処理に入ります。議案第90号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第90号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 指定管理者の指定について

次に議案第98号、指定管理者の指定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第98号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第111号 請負契約の締結について

次に議案第111号、請負契約の締結について（R 7 霧島市民会館大規模改修工事（建築第1工区））について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔なし〕という声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第111号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第111号については原案のとおり可決すべきものと決定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 請負契約の締結について

次に議案第112号、請負契約の締結について（R 7 霧島市民会館大規模改修工事（建築第2工区））について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○副委員長（木野田誠君）

第2工区の共同利用施設は余り利用がないような感じですので、市民会館の附属施設として今後はこの改修後は使うような方向性を持っていったほうがいいのではないかというふうに思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第112号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第113号 請負契約の締結について

次に議案第113号、請負契約の締結について（R 7 霧島市民会館大規模改修工事（空調））について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（今村純子君）

空調設備についてですけれども、先ほど感染症などに対応するような空調設備ではないということで、答弁を頂きました。また今後、コロナなど感染症が発生する恐れもありますので、霧島市民の安心安全を考えたときに、そういったものを取り入れていくのも必要なのではないかと思います。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第113号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第114号 請負契約の締結について

次に議案第114号、請負契約の締結について（R7霧島市民会館大規模改修工事（強電））について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第114号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第114号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第114号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第115号 議決事項の一部変更について（工事請負）

次に、議案第115号、議決事項の一部変更について（工事請負）について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第115号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第115号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第10号 庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

次に、陳情第10号、庁舎内における政党機関誌勧誘に伴う心理的圧力の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

陳情者のほうからは、前回、令和5年度の陳情を出して以降、2年間行政においても全く動きが見られなかったというような発言もございましたが、執行部からの答弁では、この2年間の間、今回行ったアンケートにおいても、改善が見られてるような報告もございました。またさらに、勧誘の在り方、そういったものに対しても政党機関誌勧誘行為等も保険勧誘など他の取扱いと同様に庁舎等管理規則第9条により、管理者の許可を得た上での勤務時間外及び執務室外において行うことということで整理をされたということでございます。また、陳情者においても、霧島市の動向等もしっかりと把握をしていただきながら、今後も見守っていただきたいというふうに申し添えておきます。

○委員長（久保史睦君）

ほかにありませんか。ないようですので、委員間討議を終わります。それでは、まず、本陳情について、直ちに討論、採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（前島広紀君）

討論、採決でいきたいと思えます。

○委員長（久保史睦君）

採決を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、本陳情について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「はい」と言う声あり〕

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

陳情10号に対しまして反対の立場から討論を行います。先ほども徳田委員からもありましたけれども、令和5年11月に同様の陳情が出されておまして、これに関しましては実態調査をしてほしいという要望でしたので採択されております。しかし、今回の再度のこの陳情の趣旨といたしましては、行政がその後何もしてないと、調査を何もしてないということを理由として、再度陳情書を提出したということは確認しております。その中で、先ほど徳田委員からもお話がありましたが、再度アンケート調査を行いまして、いろんなところで改善され、政党機関誌の勧誘を受けたことがあると回答した職員は54人、率にして74%であり、前回結果と比較して13人、10.8%減少している。また、そのうち44人、81.5%が勤務中に勧誘を受けたと回答しており、前回のアンケート結果と比べて15人、6.6%減少しているという、こういう減少している状況もございます。それと、もう一つは、今回の陳情項目といたしまして、特に②の心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として現行の契約を一旦全ては中止し、継続を希望する職員に改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してくださいと。これが行政に要求しましても、行政としてはこれは民々の契約でございますので、これを行うことができないという答弁でございました。そういうことも含めまして、今回提出されてる陳情は、憲法が保障する政党及び議員の政治活動の自由並びに職員個人の思想条件の自由を不当に制限することを目的とした極めて政治的意図の強い陳情であると言わざるを得ません。これは、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由への不当な侵害であり、議員の政治活動の自由への不当な要求であります。本市議会が地域社会の民主主義を守る砦として、この陳情に対し明確に不採択とする見識を示すことを強く要望いたしまして、反対討論といたします。賛同をお願いいたします。

○委員長（久保史睦君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにありませんか。討論を終わります。採決します。陳情第10号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者なし。したがって、陳情第10号については、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案または陳情番号とその内容を御発言ください。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案9件及び陳情1件については、令和8年1月14日の本会議で表決となりますので、それぞれ委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後3時14分」

「再 開 午後3時14分」

○委員長（久保史睦君）

閉会中の所管事務調査については、総務環境常任委員会の所管事項についてとすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次に、その他として委員の皆様から何かありませんか。よろしいでしょうか。それではないようですので、以上で本日の総務環境常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 久保 史睦